

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年6月25日 午前9時59分～午後2時16分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○その他の議員

議員 井上勝博
議員 小田原勇次郎

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田修一
市民課長 榊順一
環境課長 内田泰二
川内クリーンセンター所長 若松幸記
市民健康課長 檜垣淳子
保険年金課長 西田光寛
障害・社会福祉課長 穴野盛久
高齢・介護福祉課長 橋口浩文

主幹 東隆美
保護課長 小原雅彦
子育て支援課長 知識伸一
総務部長 今吉俊郎
税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也

○事務局職員

事務局長 田上正洋

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審査事件等	所 管 課
(所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセン タ
(所管事務調査)	市 民 課
議案第 8 0 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
陳情第 8 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第 8 0 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 7 5 号 薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7 6 号 財産の無償譲渡について 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	保 護 課
議案第 7 7 号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第 1 0 号 「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは、同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）おはようございます。

それでは、環境課にかかわります所管事務の説明をいたします。

市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

市指定ごみ袋についてでございます。この件につきましては、3月の市民福祉委員会において口頭で説明させていただきましたが、値上げ直前の状況等を含めまして、再度、資料をつけて説明いたします。

まず、1の経緯でございます。本年2月に衛生自治団体連合会におきまして、平成27年度分の指定ごみ袋の入札を実施しましたが、予定価格に達せず不落となっております。同月中におきまして、衛生自治団体連合会の臨時役員会等が開催されまして、たび重なる協議の結果、1袋当たりの枚数を20枚から15枚に変更するということに決定されております。

2の値上げの概要でございますが、可燃ごみに

は大・中・小ございますけれども、1袋当たりの枚数を20枚から15枚に変更し、販売価格の変更は行わないことといたしております。また、不燃ごみにつきましては、販売価格と枚数の変更はございませんでした。

ここまでする3月の委員会で報告をしたところでございます。

今回の値上げにつきましては、4月25日号の広報薩摩川内お知らせ版に、6月1日から実施する旨を掲載しております。

次に、3番の他市の状況でございます。他市と比較するために20枚入りに換算いたしますと、本市は413円となります。鹿屋市さんが660円、霧島市さんが420円、いちき串木野市さんが368円となっております。鹿屋市さんが660円でございますけれども、鹿屋市はごみ袋の料金を条例により手数料と定めておられます。この関係で、収集や処分に係る費用を加味してあるため、本市より高くなっている状況でございます。

4番の値上げ前の店舗への販売状況でございます。これは、衛自連から取扱店への販売状況ですが、値上げを公表した後は、取扱店が市内に292店舗ございますけれども、衛自連からの販売数量が普段の4倍以上となっており、可燃ごみ袋の大でございますけれども、5月19日に衛自連の在庫がなくなっております。次のその翌週には、平成27年度分の15枚入りのごみ袋はもう入荷しておった状況でございました。

5番の問い合わせの状況でございますけれども、5月の最終週25日の週を中心に、値上げに対する苦情、あと品切れの問い合わせ等が10件程度あったと聞いております。

以上で、環境課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）それでは、クリーンセンターのほうはないとのことです。当局の説明がありましたが、クリーンセンターも含めて、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）おはようございます。幾つか質問させてください。

まず、この市民への周知というのは、この広報川内へのみの周知だったんでしょうか。

○環境課長（内田泰二）周知の方法は、先ほど

説明しました広報紙のほかに、取扱店のほうにチラシというか、ポップといいますけれども、値上げをしますというお知らせの紙をつくりまして、ごみ袋の販売の場所に貼っていただく形をとっております。

以上です。

○委員（森満 晃） なかなかこの値上げのことを御存じでない方が市民のほうも多くて、そういう部分で苦情もあったのかなという点があったもんですから。

それと、取扱指定店に対しての ― 当然これだけの値上がりなんで、販売価格にしても1枚当たり100円、ケースで2,000円ぐらいの。5月いっぱいでもし仕入れれば、それだけは利益があるということは、そういう業者としては、非常に魅力があって、腐るものでもないし、大量に購入したいなという希望があると思うんですね。そういった中で、この今292店舗あって、それぞれ店舗に対して、これまでが制限ですよといった、そういう制限はかけられなかったんですかね。

というのが、私も指定店であって、でも多分混乱を招くだろうと思って、私はもう1ケースも注文しませんでした。だったもんですから、その辺であるところとないところと、買いに行ってもないという部分もあったんじゃないかなと思ったもんですから。

○環境課長（内田泰二） 値上げ前に、今委員おっしゃるとおり、各店舗から値上げを見込んで購入の申し込みがありました。

衛自連に確認したところでは、普段の申し込みの数量に応じた分に合わせて販売するように、特にたくさんくれというようなところは、普段の数字を見て、それに合うような形で販売されたと聞いております。

以上です。

○委員（森満 晃） 今回、その20枚を15枚にしてということだったんですけれども、その協議をされる中で、例えば、強度だとか、厚さ、この指定ごみ袋が0.04ミリですよ。通常の透明ごみ袋では0.025から0.03だと思えますよ。ですので、そういった強度の面で、若干薄くするだとか。例えば可燃の大であれば、あの大きさだとそれだけ0.04ミリはいるでしょうけれども、中だとか小においても同じ0.04なんです。それ

だけの強度がいるのかな、そういう強度の部分を少し弱めて枚数をそのままに抑えるだとか、そういった協議はなされなかったんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 厚さの関係とか、そこらあたりも協議をしましたけれども、過去において薄くしたときに、破れやすいとか、あと今のごみ袋は国内産でございますけれども、外国産、中国産ですけれども、そういったものはできないのかとか、そういう意見もありましたけど、過去に中国産を扱ったときは破れやすかったとか、そういうお話等もあったもんですから、厚さとか形については現行どおりでやるということに決定しております。

以上です。

○委員（森満 晃） 最後にもう一点。これまでのごみ袋を使い出した経緯の中で、例えば、そのごみ袋に企業の広告だとか、そういう掲載で、企業の掲載でごみ袋の値段を下げるだとか、そういった協議はされたことは今までなかったんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） その協議もさせていただきました。何件か問い合わせも企業さんからもあったんですけれども、単価が若干高くなるとか、袋自体に刷り物が多いと、それだけでまた単価も上がっていくということもございました。

企業さんがスポンサーになっていただければ、その分は減ると思うんですけれども、まだそこまで。電話帳とか、ああいうのがありますけれども、うちごみ出しハンドブックというのに企業のPR等入れておりますけれども、そこまで効果はないのかなというような感じでございました。

○委員（福田俊一郎） 他市の状況等を見ますと、本市が大変御努力をしておられるというのは、評価をしたいと思います。

前回も申し上げたところですが、運営面、経営面という観点からしますと、単年度の決算、予算執行の形をとっておられて、含み益分はその地域に還元するような事業になっているようですけれども、やはり為替や原油の高騰等を視野に入れていくなれば、ある程度、その含み益等を何年か計画で運営をするような形で、この袋の価格の平準化をしていかんないかんのかなと。そのことによって市民に対するサービスも変動することないと。低下することないというふうに思っ

たりするんですけれども、そのあたりはどういうふうお考えでしょうか。

○環境課長（内田泰二）今、委員おっしゃったとおり、平成27年度の衛自連の予算におきましては、益金が見込まれるために、基金を積みまして、今後、価格の変動があってもそれに対応できるような形をとっております。

○委員（福田俊一郎）基金を積まれるということですので、今後はそういう住民サービスが低下しないような形で、基金をもとにした価格を平準化できるような形で、運営のほうをしていただくように、意見として申し上げて終わります。

○委員長（永山伸一）ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博）おはようございます。

一般質問でも取り上げたわけですが、やはり値上げ幅が非常に大きかったということから、店頭にないというのは、また本当の話なのかなと思って、私も実際にお店に回って、店頭にないと。お店の人もびっくりするという、そういうことで一時期混乱というふうに言ってもいいんじゃないかなと思うんですが。そういうようなのがあったわけですね。

確かに、それを早くから知らせるということについて言えば、その混乱の期間が長くなるとか、そういうことも考えられるのかなというふうには思うんだけど、結局、市民にしてみれば、何でもこういうことになったのかということがよく知らされてないという問題というのはあるんじゃないかなと思うんですね。

それで、結局、議会には口頭で委員会でお知らせしたということではあるんですけれども、上げ幅が余りにも大き過ぎだと。原価が上がったということはわかるんだけど、それだったら下げるときというものもあるんだろうかというような心配も本当にあるんですね。

そこら辺、上げ幅が大きかったための混乱、そんなに上げ幅が少なかったら、そこまでなかったと思うんですよ。

○委員長（永山伸一）井上議員、簡潔にお願いします。

○議員（井上勝博）それで、この500万円という基金を積み立てることによって安定化させるという話はあるんですけれども、33%くらいですよ、計算すると。

だから、そういう混乱については、どういうふうに考えていたのか。ちょっとでも1円でも安ければ、遠くまで行くというのが消費者の感覚ですから、そういった努力というのが、私はもう少し努力があつてよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

○環境課長（内田泰二）まず、周知期間の話をさせてください。周知期間につきましては、他市の状況もいろいろと調べさせていただきました。周知期間が長いと、買い占めに走られる期間もそれだけ長くなるということで、ごみ袋も製造をしてすぐにできるものではございませんので、そういったところで混乱を招くだろうということで、いろいろ、広報紙も月に2回しか出ませんので、どのタイミングでやるかということで、4月25日号、約1カ月前だったんですけれども、お知らせとなりました。

それと、今回、33%程度の値上げをしております。原油状況と為替がもう最大の要因でございました、今回は。今後は、為替も上がったり下がったりしてます。原油にしても一番高いときで1バレル140ドルを超えてるときもありまして、最近では60ドル減で落ち着いておりますけれども、これも見通せないような状況でございます。

そのために、再度の値上げをしないためにも、基金を積んで、市民の皆様に御迷惑はかからないようなほうで今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

○議員（成川幸太郎）1点だけ検討していただきたいことがあるんです。

衛自連に10件程度の問い合わせがあったって、これは絶対うそだと思います。衛自連が扱っていること自体、市民は知らないと思うし、販売店に対する苦情を衛自連はもっと周知をすべきだというふうに、それはちょっと聞いてみていただきたい。相当の苦情が販売店にはいつてます。

今回もそういった販売店のほうからもアドバイスがあつたんですが、指定ごみ袋の配達等に必要な経費が不足するということになってるんですが、

これ地域によっては、各市町村によっては、もう指定店が取りに来るということで、その配達手数料が要らないということになってるんですけども。この配達も毎日8時間びっちりあるというわけじゃないと思うんですね。292店舗ぐらいただと、1週間に1回とか、1カ月1回とかって発注で。そうすると、ここら辺の経費を落とすことで、もっと販売価格を落とすことができないのかということも検討をされたのか。もし今後するのであれば、検討していただければというふうに思います。

○環境課長（内田泰二） 今、委員おっしゃったとおり、本市においては本土地域は配達をしています。それと、甕島については、卸売の販売店を市の商工会と、あと九州海運のほうにお願いいたしまして、1箱当たり200円の手数料を払って取りに来ていただくというような形をとっております。

委員おっしゃるとおり、本土側においても、ちょっと市域も広いんですけれども、場所を限定するとか、取りに来ていただいて手数料払うとか、そういったやり方もあるのかなと思っております。

他市も確かに、市が直営でやってるところは、取りに来ていただいている形をとってらっしゃるところもあるようですので、その点については今後、検討させていただきます。

以上です。

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時18分休憩

~~~~~

午前10時19分開議

~~~~~

**○委員長（永山伸一）** ここで本会議に戻します。

△市民課の審査

**○委員長（永山伸一）** 次は、市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○市民課長（榊 順一）** それでは、委員会資料の2ページをお開きください。

初めに、平成25年3月9日からサービスを開始しております、住民票の写しのコンビニ交付の利用状況について説明申し上げます。

1に記載しました、本市内で利用できるコンビニエンスストアにつきましては、4月1日現在で40店舗となっております。

コンビニ交付で取得できる証明書、手数料、利用時間等は2の表のとおりでございます。

3、利用状況について、平成26年度は1万3,116枚となり、初年度に比較して約2倍の伸びとなりました。

3ページには、初年度の平成25年度と平成26年度を比較した実績を掲載いたしました。

一番上の表の右側コンビニ発行割合の欄ですけれども、コンビニ交付での取得は、平成26年度は12.6%となりました。

2段目の表、平日と休日の取得割合は、平日が55.7%、休日が44.3%となり、休日の利用も多いことがうかがえます。

3段目の表、交付場所につきましては、市外での交付が5%程度となっております。

4段目の表は、手数料になりますが、本市の歳入とコンビニ事業者に委託手数料として支払った額を記載しております。現在、1枚当たり123円の委託手数料をコンビニ事業者に支払っております。

資料の説明は以上ですが、3月の市民福祉委員会におきまして、同委員会の調査の過程において述べられました意見、要望に対する回答を述べさせていただきます。

森永委員より、証明書等のコンビニ交付については、端末機の操作手順を示すなど工夫し、市民が利用しやすいものとなるよう努められたいという意見、御要望でございました。委員の御要望のとおり、コンビニ交付はだれでも利用しやすい環境にあることが大事なことと考えております。

コンビニエンスストアのキオスク端末を利用した各種証明書の自動交付サービス、通称コンビニ交付ですけれども、これについては、管理、運営をする地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言っております。そこの証明書等自動

交付事務委託契約によりまして、証明書交付センター、それから取扱店のコンビニ及び参加団体、市町村の業務のすみ分けがなされておりまして、取扱店でのサービス提供については、契約相手方のJ-LISに照会して対応することとしました。

その回答が、3月21日にあったわけなんですけれども、「証明書をわかりやすく取得できる方法については、コンビニ事業者とともに検討を進めていく予定です。薩摩川内市については、引き続き広報活動に協力ください」というような回答をいただいております。先週、検討の進捗状況を照会したところですが、現在のところ回答をいただいている状況でございます。

今後もJ-LISの回答、検討結果を待つ、また対応したいと思いますが、その間も利用される状況にありますので、現状ではタッチパネルの展開によって証明書等の発行を導く画面展開を理解してもらうのが最善というふうに考えておりますけれども、本庁、支所の窓口とか、広報紙、メディア等を活用して、市民が利用しやすいものとなるよう引き続き広報活動に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上で、この項についての説明を終わります。

次に、委員会資料の4ページをお開きください。

個人番号カード、通知カードについて説明いたします。この件については、3月の市民福祉委員会で、予算の説明の中で、概要等について触れております。今回、総務省が作成した社会保障・税番号制度担当者説明会資料をもとに、個人番号カードのメリット、施行期日等のスケジュール、個人番号カード及び通知カード等の概要、個人番号カードの申請方法及び受領について、再度の説明となりますが、少々時間をかけて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1、個人番号カードのメリットについて、六つのメリットが示されております。資料の5ページ、資料1をごらんください。ここに六つのメリットがあります。

1点目、個人番号を証明する書類としての機能で、個人番号の提示に利用することになります。

2点目、本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、なりすまし被害の防止となります。

3点目、付加サービスを搭載した多目的カードとしての機能で、市町村での印鑑登録証等として

の利用、国では健康保険証の機能搭載の検討が行われております。本市でも印鑑登録証としての利用を考えているところでございます。

4点目、各種行政手続のオンライン申請の機能があり、電子申請e-Tax等の利用ができることとなっております。

5点目、各種民間のオンライン取引、口座開設の機能で、公的個人認証サービスの民間開放が考えられております。

6点目、コンビニなどで各種証明書を取得できる機能で、本市でもコンビニ交付を行っていますが、現在、全国の100市町村が、コンビニ交付に参加しており、今後は約800弱の市町村が導入予定であるとされているところです。

次に、2の施行期日等のスケジュールについて、資料の6ページ、資料2をごらんください。

まず、一番上の番号法に関しては、施行日がそれぞれ記載されておりますが、平成27年10月5日以降、個人番号カードの郵送により個人番号が通知をされます。平成28年1月1日以降、個人番号の利用及び個人番号カードの交付が始まり、平成29年1月以降に情報連携が予定されているところです。

ここには記載してございませんが、個人番号の付番に係る個人番号リストの作成基準日というのがあります。それが、平成27年6月20日になっておりまして、先ほど言いましたJ-LISで作成された個人番号リストが住基ネット経由で市町村に配付をされる予定になっております。6月20日以降の出生者、転入者の増となった分については、一括して再度、機構のほうへ番号を作ってもらうように要求をしまして、8月7日までの分を市町村で仮に付番することになります。

8月7日以降の異動した増の分については、随時、J-LISで番号の作成について要求をして、仮付番を行って、10月5日の通知カードの施行日を迎えるということになります。

その下のほうにあります住基法に関しましては、住基カードの新規交付及び再交付、利用追加のできる期限が、平成27年12月までとなっております。平成28年1月1日以降も経過措置がありまして、住基カードの有効期限内は利用可能となっておりますが、個人番号カードが交付された時点で、住基カードは廃止となり、平成28年1月

1日以降は住基カード、個人番号カードのどちらか一つを所持するということになります。

一番下のほうにあります公的個人認証法に関しましては、電子証明書、特にこの電子署名の最終期日が平成27年12月22日までと定められておりまして、その後、発行記録とか、失効情報等の移行作業が行われまして、平成28年1月1日からの個人番号カード対応となる予定でございます。

このようなことから、住基カードの新規及び再発行等の期限も公的個人認証サービスに合わせた期限とすることで、現在、検討しているところでございます。

次に、3の個人番号カード及び通知カード等の概要についてに入りますが、資料の7ページ、資料3をごらんください。

まず、個人番号カードについては、表の真ん中に書いてございます。1、様式としては、カードはプラスチック製で、現在の住基カードと同じ寸法になります。カードのデザイン案を記載してありますが、表面には、氏名や住所、生年月日、性別に加えて、顔写真が掲載されます。裏面には、個人番号と氏名、生年月日、電子証明書の有効期限、市役所の住所等が記載され、これらの情報がICチップにデータとして記録されることになります。

2の作成・交付について、申請及び交付については、次の項で説明いたしますので、この場では割愛させていただきます。

交付手数料につきましては、初回の申請に限り国庫補助対象となり無料となります。標準搭載される電子証明書も初回申請に限り無料となります。個人番号カードの申請書受付、作成等の事務は、市町村が地方公共団体情報システム機構に委任して行うこととなり、交付事務は法定受託事務となります。

3番目の有効期限について、個人番号カードの有効期限は、二十歳以上は発効日から10回目の誕生日10年間、二十歳未満は5回目の誕生日5年間までとなっております。電子証明書は、発効日から5回目の誕生日までとなって5年となっております。現在は3年ですけれども、5年になるということでございます。

電子証明書のうち署名用の電子証明書は実印に

相当するため、15歳未満の者及び成年被後見人には原則発行されず、利用者証明用の電子証明書のみ発行となる予定でございます。

4の利便性については、資料1で説明したとおりですが、個人番号カードには、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は記載されません。個人情報が同じところで管理されることなく、例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理をされるということになります。

次に、通知カードについてですが、一番右側の表になります。様式は、カードは紙製で、個人番号、生年月日、性別、氏名、住所が記載され、顔写真はありません。

2の作成・交付については、平成27年10月から住民登録地へ世帯ごとに簡易書留により郵送されます。個人番号カードと同様、法定受託事務でJ-LISへ事務委任し、手数料は必要ないということになります。

3の有効期限については、国では通知カードの有効期限はないとしております。

4の利便性に記載がありますように、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、このカードで個人番号を確認することとなると考えられておりまして、通知カードについては、個人番号カードを取得した時点で返納するというものとなっております。

次に、資料の4ページの4番目にあります、個人番号カードの申請方法及び受領について、資料の8ページ、資料4をごらんください。

ここに記載しましたものが、平成27年10月以降郵送される個人番号の通知カードと個人番号カード送付申請書の様式でございます。これは電子証明書の発行申請書も兼ねたものとなります。通知カードは、個人番号カードの申請書と一体となっておりますので、切り離してカード形式で所持するということになります。

個人番号カードの交付を希望する方は、申請書の表面、この表でいけば左側になりますけれども、基準日における氏名、住所、生年月日、性別、外国人住民の場合の外国人住民の区分が記載されてきます。入力内容に間違いのないことを確認して、



右側の裏面に申請日、申請者氏名を自署、押印することになっております。

また、発行を希望しない電子証明書がある場合は、丸印を塗りつぶす、代理人で申請等する場合は、代理人が代理人記載欄に記入、押印した上で申請人の顔写真を添えて返信用封筒に入れてポストに投函するということになります。

申請書を郵送して個人番号カードの交付を受けるほか、スマートフォン等を利用したウェブ申請もできるようになっております。このウェブ申請については、総務省が配付した水色のチラシがありますが、これの裏面の一番下にウェブ申請の方法を記載してございます。

それでは、申請書を投函した後の手続になりますますが、個人番号カードの交付業務は、市町村が行うこととなっているため、本庁市民課及び各支所地域振興課での交付を予定しているところでございます。

委員会資料4ページにお戻りいただいて、4の(3)に、受領は交付時来庁方式と記載してございます。これは、申請者は、カードを希望する市民がそれぞれ個々に申請しますので、原則、カードを受け取る際に一度だけ市役所の窓口へ出向いていただくということになるという方式でございます。

それでは、総務省のチラシに戻っていただきまして、裏面のほうの真ん中ほどにステップ3というところがございます。ここにありますように、平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証や住基カードなど顔写真つきの公的身分証明書などの本人確認書類と通知カードを持ってきていただき、本人確認の上、御本人の暗証番号を設定していただいて、通知カードと引きかえに個人番号カードが交付されることになります。この際、住基カードを所持している方は、その廃止手続とか、カードの回収、廃棄も行うこととしております。

今回の説明は、通知カード及び個人番号カード申請書等の具体的な様式案が示されましたので、3月の委員会で説明した内容を具体的に説明させていただきます。

市民課のほうでは、3月以降、個人番号記載の住民票様式の変更とか、住基カードの新規交付等

の終了に伴う、住基カードの利用条例やこれまで住基カードを利用して取得していました住民票等の手数料50円減額の見直し、また、個人番号カードの交付に伴う印鑑及び手数料条例の改正、印鑑登録証の取り扱い等の検討をしているところでございます。このほか、コンビニ交付につきましても、個人番号カードで取得できるよう、取得方法の検討とかシステムの改修等を進めておりまして、番号の利用開始に向け取り組んでいるところでございます。

施行期日等のスケジュールで説明いたしましたように、個人番号カードの交付が来年、平成28年1月1日以降開始されるということで、その施行日に合わせて条例改正を考えておりまして、改正案につきましては9月議会で御提案させていただくことで現在準備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃） 交付について、申請のときはこの代理人記載があるんですけども、その本人が来庁できない場合は、こういった手続をされるんですか。

○市民課長（榊 順一） 申請のときは、今おっしゃったように、代理人の欄があります。ですから、代理人に委任する場合は、そちらに書いていただくことがまず最前でありまして、これをもとに受け取る時も代理人で来るというのが原則になっております。

ただ、本人が取りに行くというような希望があって、指定された日に行けない場合は、また別な日に来ていただくことも考えられますが、病気等になられて、どうしても行けないということについては、現在まだ具体的にどういう取り扱いをするかは検討しているところでございますので。今の質問のようなことは起こり得ることは十分ありますので、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員（福田俊一郎） 事務量が相当、膨大だというふうに思うんですけども、法定受託事務でその対応、事務員は十分なのかというようなことと。あと窓口のほうが本庁、あるいは支所等も含

めてというふうに理解していいものかということ  
と。

あと、課長が先ほどこの住基カードと、それから個人番号カード交付の、この住基カードの経過措置のときに、どちらか廃棄という言い方をされたところでしたけれども、ちょっとその意味をもう一回確認をしたいということですね。

あと一点は、最初の交付は無料でされるということですが、転入、転出等があった際には、これは有料というふうになってくるものと理解していいですか。

**○市民課長（榊 順一）** まず、1点目、事務員とか、そういった従事者については、十分かということですが、平成27年度の当初予算におきまして、嘱託員、臨時職員の要求をさせていただいてるところです。どれぐらいの申請量があるかというのが、量的にまだわかっておりませんが、現在いただいている予算の中で対応していきたいというふうには考えております。

それから、2点目の個人番号カードと住基カードの関係ですが、平成28年1月1日以降は、住基カードのほうも有効期限内であれば利用できます。個人番号カードも新たに取得される方は、並行して使えるようになるんですけど、一人の方はどちらか一方しか持てないと。ですから住基カードをもう廃止して、個人番号カードに乗りかえる方もいらっしゃると思いますので、そういったときには住基カードを廃棄して、個人番号カードを新たに利用するということになるということです。

それでよろしいでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 2枚は持てないということになります。ですから、住基カードを持って、マイナンバー、個人番号のカードを持つということは、カードを発行してもらうことはできませんよ。ですから住基カードを持って、個人番号をカードを取得される場合は、住基カードのほうは廃止していただくことになりますというふうなことです。

**○市民課長（榊 順一）** 3問目をちょっと説明します。

転入の方々についても、初回の交付であれば無料ということですので、どうであれ一人の方が初めてつくられる場合は、どこに行っても無料ということになります。

以上です。

**○委員（福田俊一郎）** 住基カードと個人番号のこのカードと、どちらか選択できるということでしたけど。今度の個人番号は新しい番号が付与されて、それを使うということになるかと思いましたが、住基カードはまた別途、今までの自治体でやってきた番号なんですよ。今までの住基カードのほうを使いたいということで、個人番号を破棄しようということができるとかどうかなのと。

さっき、転入するときは、最初のときは無料ということでしたが、転入をするときに有料かどうかということだけ確認で。新たな転出、あるいはこっちへ来たときには、そういう手数料が発生するのか。その有料かどうかというのを確認したいということでした。

**○市民課長（榊 順一）** まず、住基カードと個人番号カードですが、これについては先ほど部長のほうからも——私がちょっと説明不足だったんですが——ありましたが、要はどちらか一方しか持てないということです。住基カードについては有効期限内は使えるということになりますが、特に身分証明書とかということで使う場合は、どちらも変わらないわけです。今の証明書をコンビニで交付したりするときにどうなるかということにもなりますが、住基カードについても従来どおりコンビニ交付でも使えますし、それから個人番号カードにつきましても、そのコンビニ交付で交付できる方式をいろいろ検討しまして。要は個人番号カードもコンビニ交付で取れるということですので、取り扱いについてはどちらも同じ取り扱いになります。印鑑登録証もどちらも取れるということになりますので、今の住基カードと個人番号カードについては、現在のところ大きな違いはないということになります。

それから、転入の方々ですけど、個人番号カードの初回は無料、再交付につきましては一応、再交付というのがICカードがいろんなふぐあいがあったりとか、いろいろあって、紛失したりとか、いろいろまた出てくると思います。そういったものについては、再交付手数料ということで有料ということ考えているところでございます。

転入ですれば、今住基カードでもあるんですけど、特例転入とかってございますが、転入した場

合についてはそのまま使える場合と、我々薩摩川内市のそういった取り扱いに合わない分については、また作りかえてもらったりしますけれども、そのときは無料になる場合と有料になる場合と、そのケース・バイ・ケースで考えていかなければいけないというふうに考えてます。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** 委員のほうが少し ― 課長、よろしいですか。今、福田委員のほうが一住基カードを使いたい人は結局、マイナンバーは申請式ですので、ということですよね。申請式ですので、マイナンバーを取りたい人は、申請すればいいし、そのまま住基カード使いたい人は住基カードを。そのマイナンバーを希望せずに、住基カードを使えばいいという話ですよね。そういうことでよろしいんですかね。

**○委員（福田俊一郎）** 要は、新しい番号が付与されますよね。新しい番号が付与される中で、その住基カードは、要するに今までの番号なんで、そのどちらかを破棄するというのは、経過措置後、いいのかなと。本来、国から与えられた番号12桁でしたか。これで全国、これは管理されていくんじゃないんですかね。

**○市民課長（榊 順一）** 個人番号とそのカードの関係だと思うんですが、確かに個人番号カードについては、12桁の番号が国民全部に通知カードによって振られるんですけど、カードを取得したい人は希望してつくということです、個人番号については通知カードというのがございまして、これは全国民に配付されるわけです。その通知カードに12桁の番号が書いてありますので、その番号を利用することになります。

ですから、カードを利用するのは、いろんな証明書を取ったり、照会、マイポータルで使ったりするときなんですけど、要はその12桁の個人番号が利用されるということでございますので、カード自体は、その住基カードを平成28年1月1日以降、その経過措置で持っても、通知カードというのがございまして、本人の個人番号というのはそれで確認ができるということになります。

**○委員（福田俊一郎）** わかりにくいところが、要はその住基カードを選択しましたよと。付与される12桁の番号は、その住基カードの中に入れ

るということか、それとも住基カードの番号には入れない。そのまま自分の番号はその番号でいいと。そして今度の新しい個人番号カードを交付されても、その中にも番号は入っとなんということではないですか。

**○市民課長（榊 順一）** 今の御質問ですが、通知カード、個人番号は、住基カードとはもう関係はないと考えていただいていいと思います。住基カードに個人番号が中に付与されるとかというのはありません。

ですから、10月に送ってくる通知カードで本人のその番号が確認できますので、いろんな照会するときには、その番号を使うと。個人番号カードが必要な方は、それを取っていただいて、御利用いただくんですけど、その個人番号カードのほうには12桁の個人番号が記載されているということになります。

ですから、住基カードについては、現在、薩摩川内市では印鑑登録証とみなして使えるのと、コンビニ交付で使えますので、そういったのには利用できますけれども、それで個人番号のいろんな手続はできないということです。

以上です。

**○市民福祉部長（春田修一）** 住基カードは、経過措置として10年間残るということです、最長ですね。マイナンバーとしては、今後ずっとこの番号が全国民に付与されて、いろんな申請とか、そういう際にこの番号を使っていくという形になります。

さっき言ったように、住基カードを持っていらないと、マイナンバーはカードを重複して持つことはできません。ただし、マイナンバーカードを取得されない方は、今10月5日以降に発行されるカードで自分の確認を、あるいは官公署に申請をする際に問われた際に、その番号を提示して確認をとっていくというような形になります。

機能としては、私どもとしては、今住基カードにコンビニ交付とか、そういう部分を搭載しておりますので、その分が当然、マイナンバーのほうでも使えるような形で、機能は同じような形でいくので、できればマイナンバーのほうに移行していただくというような考え方を持っていますのでございます。

○委員長（永山伸一）この件に関しましては、後の全協で研修会も予定はしてるんですが、所管の委員会としては十分理解した上で研修会にも臨みたいと思いますので、御意見等ございましたら、ぜひお出してください。

なかなか我々も理解しづらいので、市民はもっと理解しづらいですね。これからが大変だとは思いますが。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎）今、福田委員のに関連してですけども。この個人番号カードが転入したときにはつくりかえなきゃいけないと言われたんですが、個人番号カードは、全国共通で使えるんじゃないんですか。

○市民課長（榊 順一）確かに全国一律使えるんですけれども、薩摩川内市がコンビニ交付をしている関係で、例えば、ほかの市町村でコンビニ交付やって、薩摩川内に転入してきたという例もあります。そうしたときに、薩摩川内市はコンビニ交付で使える方式を、公的個人認証サービスを使った方式を採用することで今、考えておまして、そういった採用をするんですけれども、例えば条例方式でやってきたところとかいろいろありますので、その辺が実際、薩摩川内市で使えるかどうかというのが、一つ問題になってきますので。

○議員（成川幸太郎）恐らくこの情報化社会において、カードを持っとけば、カードを機械に入れることでその付加機能をつくという形にせんと、一々この住基カードをつくりかえるようなシステムだったら、物すごい——それでまたお金取るというんでしょ。そういうことはおかしいような気がするんですね。

付加機能はカードに今後、いろいろついていくわけだから。付加させられると思うんですよ。ぜひ、そういう方法を、つくりかえなくていい方法を考えていただきたいというように思います。

○市民課長（榊 順一）今、成川議員のほうから質問がございましたけれども、この点については、全国一人一人の国民に1枚ずつ交付される個人番号カードでありますので、確かにおっしゃる

とおりです。方式はどうかのと、私、説明をしましたけれども、そこについては再度、勉強しまして、きちんとしたまた対応ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議員（井上勝博）このマイナンバー制度が始まるのがまだという段階で聞いた話で、健康診断のデータなどもマイナンバーと結びつけるんだという国会での議論がされていると。このマイナンバーの個人番号というので、一体、いわば行政側から見ると、どんな情報が把握できるんですか。便利だ便利だと言うけれども、行政側が便利だからこれを導入するわけであって、どんな情報がこの番号で行政側は把握できるんですか。

○市民課長（榊 順一）個人番号カードにつきましては、カードを所管する市民課ということでの回答になると思うんですけれども。この個人番号につきましては、社会保障とか災害の関係とかいう法の中で利用するということで定められておまして。そういった場合に個人番号というのを利用することになるわけなんですけれども。行政としてはその個人番号で本人の確認とか、それから例えば一つの個人番号カードというのが本人確認をするツールになりますので、そういった番号といろんなそれぞれ所管しているデータがあるわけなんですけれども、そのそれぞれのデータが所管してるのをその個人番号でちゃんとひもづけをして、その番号を所持している本人が、どこのデータのものかというのをきちんととらえていくというのが、一つ行政としての役割があるんじゃないかと思います。

以上です。

○議員（井上勝博）健康診断のデータまで把握できるということで、国会で審議されていて、一体何に使うんだろうかということもちょっと考えてしまうところがあるわけですね。

それで、最近、年金番号の125万件の流出という問題があって、例えば、流出によって不正に使われるということがあった場合に、その本人のその番号というのは一生ついて回るわけなんですけれども、一体どうなるのかということが心配される面があるんですけれども、どうなんでしょうか。

○市民課長（榊 順一）確かに個人番号につきましては、その人に一生ついて回るわけなんですけれども、不正が発覚したりした場合については、そ

のときに限っては新しい個人番号につくりかえられるというのがございますので、不正のあった場合には、新しいその番号にかえるということが国としてもできるということで聞いておりますので、そのように対応ができるというふうに思います。

○委員長（永山伸一）マイナンバーカードについては、交付を取り扱う市民課ということで。ここはですね。制度自体は薩摩川内市では行政改革推進課になります。

研修会でまたそこら辺、両課からおいでいただいて、いろいろまた研修会をする予定でありますので、またそのときに一つ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず、市民課については、その交付を取り扱う所管課ということで御理解ください。それでよろしいですかね。

それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時1分休憩

~~~~~

午前11時2分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について、御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の19ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費で、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金388万

8,000円を増額補正するものです。

これは、この後、御説明申し上げますけれども、特別会計の歳出の増額補正に対応したものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第80号に係る審査を一時中止します。

△議案第82号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第82号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）次に、議案第82号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について、説明いたします。

歳出から説明いたしますので、平成27年度各会計予算書、予算に関する説明書の51ページと、あわせて平成27年度第1回補正予算の概要の8ページをごらんください。

2款1項1目医療用機械器具費で1,944万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、里診療所における歯科ユニット及び鹿島診療所における電子内視鏡システム並びに手打診療所における生化学自動分析装置などの医療機器整備について増額するものでございます。

内訳としましては、里診療所の歯科ユニット464万4,000円です。これは購入後17年が経過しており、毎年部品が必要となるなどふぐあいが発生して、予約に支障を来しているものです。

次に、手打診療所の生化学自動解析装置、人工透析装置の291万6,000円です。これは、購入後7年が経過しており、既に耐用年数4年を経

過し、最近では故障も多く診療に支障を来しているものです。

次が、鹿島診療所の電子内視鏡システム、胃カメラ装置1,188万円です。これは、購入後10年が経過しており、老朽化が進み、表示解像度が低い上、表示領域も小さく細部の診察が困難で、診察に支障を来しているものです。

次に、歳入の内容について御説明いたします。前に戻っていただき49ページをお開きください。

4款1項1目施設整備費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率80%で、医療機器整備に充当するものであります。

次に、50ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金で、医療機器整備に係る市負担分について、一般会計から繰入金を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

補足説明ございますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）特にございません。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時 9分休憩

~~~~~

午前11時10分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

#### △保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保険年金課の審査に入ります。

△陳情第8号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書

○委員長（永山伸一）まず、陳情第8号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

陳情文書表は、事前に配付してありますので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情の審査に当たって、年金積立金管理運用独立行政法人が、「基本ポートフォリオ」として定めている、運用資産の構成割合の見直しの状況について、事前に当局に補足説明をお願いしておりました。説明を受けるに当たって、書記に資料を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○委員長（永山伸一）補足説明をお願いします。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、陳情第8号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書の内容について、ただいま事務局から配付しました資料に基づいて説明させていただきます。

配付資料の「日本再興戦略」改訂2014の概要をごらんください。陳情内容にあります公的・準公的資金の運用等のあり方の見直しについては、

この改訂の中の1、日本の「稼ぐ力」を取り戻すの中の、②公的・準公的資金の運用のあり方の見直しとして掲載されており、詳細につきましては裏面に記載してあるとおり、これまでの取り組みに加え、新たに講じる施策として、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の資産構成割合、基本ポートフォリオの見直しと、GPIFのガバナンス体制の強化の取り組みを加速させることとなっております。

これを受けてGPIFでは、平成26年10月から基本ポートフォリオの見直しを行い、2枚目の資料のとおり、国内債券の運用割合を60%を35%へ、国内株式の割合を12%を25%、外国債券の割合を11%を15%、外国株式の割合を12%を15%、短期資金割合については5%をゼロに、それぞれ改正を行い、現在は運用を行っておられるところです。

本陳情の趣旨は、国債等の安定的な資産運用から、投機的といわれる株式等を中心とした資金運用への転換に反対されての陳情であると理解しております。

なお、運用実績については、四半期ごとにGPIFのホームページで公開されております。

以上で、陳情第8号についての内容説明を終わります。

**○委員長（永山伸一）** これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 今、説明をいただきました。国が示す「日本再興戦略」の2014の概要の中に、日本の稼ぐ力を取り戻すという一つのそういう視点に立って、その資金構成割合を見直すと。

したがって、この陳情の概要にも書いてあるんですが、国内債券が60%を35%に減らすと。その分、国外株式を12%を25%にふやすと。そして、あわせて国内株式が12%あったのを25%に変える。国内債券を11%を15%に上げるというのが、一応、このGPIFが示す運用だと思うんですね。現実はどうだ。

こういうやり方では、要するに元本割れがあったり、何というのか、いろいろ心配も多いと。グリーンピアとか年金記録問題含めると不安材料が多いと。だから、専らこの被保険者の利益のためにこれは使うべきであって、日本経済の貢献が目的ではないはずだと。したがって、こういうこと

をするなというのが、この趣旨だというふうに思えますよね。この流れから言うと。

そうしたときに、一つの国の指針として、我々はこれをどう受けとめるかなんですけれども。当局から見て、今のこの資金運用について、何かこういう、国内の債券を減らした、あるいはこれを外国株式、あるいは外国債券に移すという、そういうとらえ方をしたときに、何か問題というか、不安定材料というか。ここらあたりのとらえ方というのは、どんな感じですか。この人たちが言うることについて、どんな感じですか。

**○委員長（永山伸一）** 御意見ありますか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 非常に難しい質問なんで、私どももデータでしか言えないんですが。ただ、今委員がおっしゃいますように、世界金融危機とかの中で、かなりの利益が失われたというようなこと等も過去にはあるようでございます。

ただ、ここ数年の状況、四、五年の状況を見てみますと、黒字。収益が上がっているというような状況等もあります。

これについて、一自治体でどう思うかということとは言えないというのが本音でございますが、ただ結果として、今までの運用状況とか、そういう部分が赤字になったり黒字になったりという部分はある。トータルとしては収益が出てるということだけは言えることだろうと思っております。

以上でございます。

**○委員（福田俊一郎）** さすがに、世界規模の金融の観点からどうかと判断を求められておりますし、この資料でも、パッシブ運用における云々とか、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明とか、全く――自治体でこれを議論するにはなかなか難しいところがあるものですから。この言葉がわかってたら説明していただければと思うんですけど。

**○保険年金課長（西田光寛）** 調べたんですけども、はっきり記憶に残っておりませんので、申しわけございません。

**○委員長（永山伸一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

**○議員（井上勝博）** 陳情にも書かれてあるように、年金というのはやはり国民の老後などを支え

る大事なものですから、リスクにさらされてはいけないという考え方はもう当然のことだというふうに思うんですが。この場合にリスクはふえるというふうに考えていいと思うんですよね。それは、部長の説明の中でも、過去にそういう損失があったということで。リスクがあるというふうに考えてよろしいかどうか、確認をしたいんですけど。

**○市民福祉部長（春田修一）** 国の独立行政法人が法に基づいて運用してる部分でございますので、その部分の運用の状況等、そういう専門的な部分については、結果でしか、先ほど申しましたように、私どもとしては出された結果を見るしかない。その中では、過去にはマイナスになった、赤字を出したこともありますよ。ただ、ここ数年は黒字で運営されてますよということしか、私としては言えないというふうには考えています。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はございませんか。

**○委員（上野一誠）** 今、国がやってるこの制度そのものを否定できるという、この陳情の願意というものが正しいとか、あるいはどうこうという、その判断が我々も今、少しきょうの審査だけでは無理があるので、ここは継続をお願いしたいと思います。

**○委員長（永山伸一）** ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（永山伸一）** 起立多数であります。

よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

委員長において、閉会中の継続審査の申し出を議長にいたします。

以上で、陳情第8号に係る審査を終わります。

---

△所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 次に、所管事務調査を行います。

説明をお願いします。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、所管事務調査として、委員会資料に基づき説明をさせていただきます。市民福祉委員会資料の9ページをお開きください。

改正国保法が5月27日、国会で可決、成立し、29日に公布されましたので、改正内容について説明させていただきます。

今回の改正は、昭和33年の現行法改正以来の大改革で、財政運営の都道府県化と3,400億円規模の財政支援が柱となっており、医療計画や医療費適正化計画を策定する都道府県が財政運営責任を担うことで、医療提供体制改革と効率的な事業運営を目指すこととしております。

今回の見直しのポイントの一つとして、公費拡充等による財政基盤の強化が挙げられており、国では平成29年度以降、国保事業に対し毎年3,400億円の財政支援の拡充が実施されることになっております。

このうち本年度から、低所得者対策の強化のため、保険税の軽減世帯となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充させるために、1,700億円の補助拡大が行われることになりました。

具体的には、保険税の軽減世帯は7割、5割、2割軽減とありますが、従来の補助はこのうち7割と5割について補助がありましたが、今回の改正により補助率の増額が行われ、7割が12%が15%に、5割が6%が14%に、2割は補助対象外であったものが13%の補助にそれぞれ増額されることになりました。

あわせて、本会議初日に報告しました平成27年度税制改正により、軽減判定所得の改正もなされております。

また、平成29年度以降は（2）の①から④で記載されている内容で、補助の増額が今後されていくと思いますが、現時点では情報が少ないため、今後、国県からの情報収集に努め、類似団体との勉強会等を行い、県への要望等も行っていきたいと考えております。

次に、運営のあり方の見直し（保険者機能の強化）であります。平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営について中



心的な役割を担い、制度を安定化することとなっております。

(1)、(2)に記載してありますとおり、都道府県が各市町村に対し、標準的な算定方式により算出した市町村ごとの標準保険料率を提示し、市町村はこれを参考に保険税を賦課、徴収することとなっております。

また、人工透析等の高額医療費の発生などの多様なリスクを県全体で分散し、急激な保険税の上昇が起きにくい仕組みとなっております。

さらに、地域医療構想を含む医療計画を策定する県が、国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、県が住民負担の面から地域医療の提供体制を考えていくこととなり、これまで以上に、良質な医療の効率的な提供に資することとなっております。

次に、医療費の支払いは実質的には県が担うとされており、保険給付に必要な費用は、全額県が市町村に交付することとなっております。

なお、給付増や収入不足に対しては、県が運営する財政安定化基金から貸し付け、交付することとなっております。

国保事務については、国が主導的に構築する標準システムの活用や、県が統一的な運営方針を示すことなどにより、市町村の事務遂行の効率化、コスト削減、標準化を図ることとされており、このような取り組みによる平準化により、事務の共同処理や広域化が図られやすくなるとされております。

次に、今回の国保改革による被保険者への効果について、5点ほど挙げてみますと、一つ目として、3,400億円の追加的公費投入等による財政基盤強化により、実質赤字の解消や保険税の伸び幅の抑制が期待される。国の資料によりますと3,400億円は、現在の国保の保険料率総額約3兆円の約1割を超える規模とされており、被保険者一人当たり約1万円の財政改善効果があるとされております。

次に、地域住民と身近な関係にある市町村が、従来どおり保健事業や保険税徴収等を実施することから、被保険者は身近な地域でそれぞれ実情に応じた、きめ細やかなサービスを受けられるとされております。

また次に、県が統一的な運営方針により、県内

においてサービスの標準化が図られる。

次に、財政運営責任等の県移行や医療費適正化等を支援する保険者努力支援制度により、市町村による保健事業への一層の取り組みが進み、同時に国や県もこれを支援していくことで、被保険者の健康づくりがより一層促進されることになる。

次に、県内の市町村に異動した場合でも、高額医療費の該当要件が引き継がれ、負担が軽減される。

以上、5点示されております。

次に、保険税の賦課、徴収の仕組みですが、先ほども触れましたとおり、県が各市町村に対し、標準的な算定方法等により算出した市町村ごとの標準保険料率を提示し、市町村はこれを参考に保険税を賦課、徴収することになっております。

現在は大きなイメージしか示されておりましたが、県が各市町村ごとの被保険者に応じた医療水準や所得水準により医療実績等から各市町村ごとの納付金を決定することになっています。市町村は示された納付金額を参考に保険税額を決定する必要がありますが、現時点では情報が少ないため、今後、国県からの情報収集に努め、類似団体との勉強会等を行い、県への要望等も行っていきたいと考えております。

以上が、今回の国保改正の概要であります。

また、このほかに医療保険制度改革関連法の改正により、後期高齢者支援金の全面報酬割の導入が実施されることになり、被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割が実施されることになりました。

また、負担金の公平化で、入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げされることに、特定機能病院等は医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者の病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講じる。具体的には紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入が行われることになりました。

以上が、改正関連の説明であります。

次に、定例で報告をさせていただいております短期被保険者証、資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ5月末現在を記載してあります。御参照ください。

以上で、保険年金課に関する事項について、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）国民健康保険税の問題というのは、その払いきれないほど高くなってしまったということが大きな問題なわけで。それは国がこの負担を、国の負担を減らしてきたという関係で、自治体とまた利用者が、この保険料の負担が高くなったというところが問題があるわけですが、この見直しによりまして保険料が大幅に減るという可能性はあるのかどうか。保険税ですか、それがいいのかどうか。

それから、この財政運営に、自治体ではなくて都道府県が責任を負うということになるということは、徴収の強化というのが考えられると思うんですね。去年でしたか、県が直接、徴収の強化を、去年かおとししかされて、この薩摩川内市に入って徴収強化をされた。そのことによって私のところにも2件ほど、今までと違う対応でもって財産を差し押さえられたというような、そういう話があって。やはり県が入ってくると徴収強化というのはこんなふうになるんだなというふうに思ったわけですが。

この2点についてはどういうふうなことになるか、お尋ねしたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）まず、保険料が大幅に下げられるのかということでございますが、これにつきましては、説明の中の10ページでも申し上げておりますように、県のほうが標準的な医療費とか、あるいは人口割とか、そういう関係で標準的な部分を示します。保険税の必要枠を。それに基づいて、各市町村は決めることになりますので、現時点でそれらが詳細に示されていない中では、保険料が減額になるのかどうかということは、現時点では不明でございます。先ほど課長が言ったように、3,400億円の分については、全体の約1割程度が国の交付金という形で入っておりますので、下げる要因はございますが、ただ本市の場合は、本年度で2億5,000万円の法定

外繰り入れをいたしております。そういうことからしますと、そこがどうなるのかというのは、現時点では見えないところでございます。

それと、徴収強化につながるのかということでございますが、これにつきましては、税の公平な負担ということから行ってるわけございまして、徴収強化ということではないというふうに考えております。

現在、9.2%に届かないぐらいの徴収率でございますので、本来はこれを100%に近づけていく必要があると。公平中立な税の徴収という概念に基づいて行っている部分でございまして、私どもとしては徴収強化をしてるんだというふうな認識は持っていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですね。質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時39分休憩

~~~~~

午前11時40分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について、説明いたします。予算に関する説明書の16ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業費は、平成26年度臨時福祉給付金給付事業の実績による国庫支出金等の精算返納金で

ざいます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。
御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで議案第80号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）市民福祉委員会資料の11ページをお開きください。

臨時福祉給付金につきましては、3月議会の市民福祉委員会資料で制度の概要等説明させていただいたところですが、申請時期、支給時期等のスケジュールが整いましたので、また今回、委員会資料として提出させていただきました。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月からの消費税の引き上げによる低所得者への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として支給するものです。

支給対象者は、基準日、平成27年1月1日において、住民基本台帳に記載されており、市民税が非課税の方です。また、その方が市民税が課税されている方の扶養親族となっている場合や、生活保護の被保護者となっている場合は、支給の対象外となります。

支給額は、一人当たり6,000円です。昨年は1万円でした。今回は、高齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者に対する5,000円の加算措置はございません。支給対象者は、おおむね2万7,000人を見込んでおります。

今回、申請期間、申請先等が決定いたしました。申請期間は8月3日月曜日から来年の2月3日水曜日までの6カ月間です。申請書は、本庁及び支所で受け付けます。本庁では、申請書の受け付けを8月3日から9月30日までの間は東別館1階の会議室で、10月1日以降は東別館2階の障

害・社会福祉課臨時福祉給付金室で行います。また、郵送での申請もできます。

支給対象予定者には、7月下旬に申請書等を発送します。そして、給付金の支給は、国の指導も踏まえ10月以降になる予定です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。
御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

まだ時間あるんですが、ここで休憩します。高齢・介護がちょっと議案が多いもんですから、時間かかりそうですので、すみません。

ここで休憩します。

再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時44分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第75号及び議案第76号

○委員長（永山伸一）まず、議案第75号及び議案第76号の議案2件を一括議題とします。

本議案2件については、関連がありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ずつ討論採決を行います。

それでは、当局の補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第75号と議案第76号について、一括して説明をさせていただきたいと思います。

議案つづりその3の75-1ページをお開きい

ただきたいと思います。

議案第75号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明いたしておりますので、省略させていただきたいと思います。

内容といたしまして、小倉老人憩いの家を廃止し、小倉自治会に無償譲渡しようとするものでございます。

次に、76-1ページをお開きください。

議案第76号財産の無償譲渡についてであります。同じく提案理由については、省略させていただきたいと思います。

譲渡します財産につきましては、土地及び建物で、土地は、所在地、小倉町字茶円783番4。地目、宅地。面積999平方メートル。評価額594万4,050円であります。

建物は、所在地、小倉町字茶円783番3及び783番4。構造、鉄筋コンクリート造平家建て。延面積91.75平方メートル。評価額547万3,841円でございます。昭和63年に完成した建物で、建築から30年経過をいたしております。

譲渡の相手は、小倉自治会です。

譲渡の条件といたしまして、自治会の地域活動の拠点として活用していただくこととしております。

譲渡の時期につきましては、用途を廃止した後としております。

あとのページのほうに位置図、地籍図、平面図を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

なお、この譲渡につきましては、3月の委員会でも説明をいたしましたけれども、480万円の自治会への交付金を上乗せた形での譲渡となります。これにつきましては、公有財産利活用基本方針等に基づいて、今後、10年間で管理経費が1,000万円程度かかると。取り壊し等を要求されても、取り壊しに500万、あと補助金の適化法に基づく、補助金の返納金が500万ほどかかるということで、480万の交付金を乗せて、譲渡をするという形になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博）利用実績というのはどうなってるか、確認したいんですけど。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）この利用につきましては、もう一般の利用はなく、小倉自治会の方々だけの利用でございます。維持管理経費等についても、小倉自治会のほうで、これまでも支払っていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論採決を行います。

まず、議案第75号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号財産の無償譲渡について、討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）議案第

８０号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

各会計の提案理由につきましては、本会議で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をいたしますので、予算に関する説明書の１７ページをお開きください。

３款２項３目介護保険対策費では、２，６００万円の増額補正であります。国の制度改革に伴い、低所得者対策といたしまして、第１段階の保険料について、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うため、介護保険事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。なお、一般財源の増額につきましては、交付税で措置されるものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。８ページをお開きいただきたいと思います。

１５款１項１目民生費負担金の増額は、同じく低所得者保険料軽減に伴います国庫負担金の増額。

９ページをごらんいただきたいと思います。１６款１項１目民生費負担金につきましては、これにつきましては県の負担金の増額でございます。今回の本会議初日で可決していただいた分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第８０号に係る審査を一時中止します。

---

△議案第８３号 平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第８３号平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）議案第８３号平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別

会計補正予算について、御説明いたします。

予算に関する説明書の５６ページをお開きいただきたいと思います。

１款１項１目第一号被保険者保険料の減額につきましては、一般会計でも御説明しましたとおり、国の制度改革等に伴います減額でございます。この対象者につきましては、約７，１００名程度になるかと思います。

５７ページをごらんいただきたいと思います。

９款１項１目一般会計繰入金の増額、先ほど申しました分の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明させていただきます。市民福祉委員会資料の１２ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険制度改正の主な内容についてでございます。昨年１２月の委員会等でも説明をさせていただきましたけれども、本年８月からの施行分の内容について、再度説明をさせていただきたいと

思います。

まず、1、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げでございますが、これにつきましては、合計所得金額が160万円以上の利用者の自己負担割合を、原則1割から2割に引き上げるものでございます。

下の図の四角囲みのその下のほう、フロー図をごらんいただければと思いますけれども、自己負担が2割となる一定所得者については、基本的に1号被保険者の合計所得金額が160万円以上であるかどうかで判定をいたします。

160万円未満の場合につきましては1割負担となりますが、160万円以上であっても、同一世帯内の第1号被保険者の年金収入と、その他の合計所得金額の合計が、単身で280万円、二人以上で346万円未満であれば、1割負担となりますけれども、それ以外の方々につきましては、2割負担となるところでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

2、「補足給付」の要件に資産等を勘案でございます。施設利用者の食費や居住費は、自己負担が原則となっておりますけれども、市民税非課税世帯の利用者については、負担軽減制度がございます。しかし、食費や居住費を負担して、在宅で生活している高齢者との公平性を図る必要があること、また預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、補足給付が行われている不公平感を是正するために、今回、以下の要件を加えることとなったものでございます。

(1) 配偶者所得の勘案でございますが、世帯分離をしていたり、婚姻届を提出しない事実婚も含まれることになります。

(2) 預貯金等の勘案では、単身の場合は1,000万円以下、夫婦世帯の場合は2,000万円以下であることが追加をされたところでございます。

また、(3) 非課税年金の勘案でございますが、これにつきましては、来年8月からの施行となりますけれども、下の表の第2、第3段階の利用者について、遺族年金や障害年金といった非課税年金も含めて判定することとなります。

基準費用額、負担限度額については、下の表をごらんいただければと思います。

次に、14ページをお開きください。

3、高額介護サービス費の見直しでございますが、現行、低所得者を除き3万7,200円とされている1カ月の負担限度額について、同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合は、その世帯の負担限度額を4万4,400円とするものであります。

現役並み所得相当の者の基準につきましては、高齢者医療と同様に、課税所得145万円以上の方を対象としますけれども、課税所得が145万円以上であっても、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、単身で383万円、二人以上で520万円未満であれば、その負担限度額は3万7,200円となるところでございます。

ここまでの分につきましては、今回の一般質問の中でも部長が答弁したところでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

次に、介護予防元気度アップ事業について御説明をいたします。

目的でございますけれども、ボランティア活動や各地域等での行事等に参加をしていただき、高齢者の方々の閉じこもり防止や生きがい作り、また地域でのコミュニティづくりを図っていただき、介護予防につなげていきたいということを目的としております。

対象者でございますけれども、参加型は65歳以上の方、ボランティア型は40歳以上の方を対象といたしております。なお、このボランティア型につきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録していただくこととなります。

ポイント対象事業については、参加型は下記のアからキとなりますけれども、今年度からは、高齢者の方々が身近なところで参加できるように、カの自治会が主催する事業も対象としたところであります。

地区コミ、自治会からは、どのような事業が対象となるのかというような問い合わせ等もいただいておりますけれども、これにつきましては、各地区コミ、自治会の主催する事業、さまざまでございますので、それぞれの地区コミ、自治会が主催されるもので、地域住民に広く参加を呼びかけている事業については、ポイントの対象になりますよということを説明をさせていただいております。

ボランティア型につきましては、そのボランティアセンターから活動依頼があったものについてを対象としているところです。

スタンプにつきましては、参加型、ボランティア型ともそれぞれ1事業1ポイント、1日につき2ポイントまでで、年間最高50ポイントためることができます。

ポイント転換につきましては、集めたポイントを翌年度の4月以降に転換利用券にかえて使用していただくことになります。

利用券につきましては、身近なところでも使用できるようにということで、スーパー等も協力をお願いしたところ、平成26年度は63事業所でございましたけれども、今年度は、現在で121の事業所で使用することができることとなっております。

実績につきましては、平成27年度の発行枚数は、6月5日現在で7,504枚。既に平成26年度の発行枚数を上回っているところでございます。昨年度の同時期と比べますと2倍強となっているところであります。

平成26年度分のポイント転換につきましては、記載のとおりでありまして、5月末までの2カ月間で約450万円を使用されて、こちらのほうに請求が来ているところでございます。

16ページをお開きください。

認知症初期集中支援事業について説明をいたします。

目的でございますけれども、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けているように認知症初期集中支援チームを配置いたしまして、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することとしているところでございます。

対象者は40歳以上で、在宅で生活しており、認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する方としております。

本市の取り組み状況ですけれども、上記の対象者などからの相談に加えまして、平成26年8月から、70歳以上で介護認定、または介護サービスを受けてない人を対象とし、在宅介護支援センターや地域包括支援センター等の職員が御自宅等を訪問させていただいて、困り事の相談や、聞き

取りによって認知状況の把握等を行っているところでございます。

チーム員の配置でございますけれども、平成26年度は11名の配置でありましたけれども、本年度から13名増員し24名としたところでございます。

チーム数につきましては3チームで、それぞれの圏域ごとで活動をいたしております。

活動内容は、アの対象者把握からキまで順次実施しているところでございまして、その実績は17ページをごらんいただきたいと思います。

対象者の把握でございますけれども、本年3月末の対象者は約1万6,000人で、訪問し実態調査を行った方々は2,382名、14.8%でございました。この方々につきまして、認知症アセスメントシート、DASCと言われているものがあるんですけど、これを用いて調査を行いましたところ、認知症の疑いのある方が134人、その調査した方の中の5.6%いらっしゃいました。

チーム員会議、アセスメント等の結果、16名の方が初期集中支援の対象となりまして、現在8名の方が継続支援中、終了の方が4名。この終了の方と言いますのは、専門医の受診があったり、家族の支援があったりとするところで、医療、介護の支援につながった方々でございます。その4人につきましては、入院や市外への入所等をされた方々でございます。

なお、初期集中支援チームの支援が終了した後も、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員が定期的に訪問を行って、支援を行っているところでございます。

下の図は、認知症初期集中支援チームの概念図でございます。

以上で、高齢・介護福祉課の所管事務について、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(永山伸一) これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(森満 晃) 介護予防元気度アップ事業について、このポイントの対象で、参加型で、アリーナの01も、あれも対象になるんですか。

○高齢・介護福祉課長(橋口浩文) 01の事業も対象としております。

○委員(森満 晃) それは、ことしからですか、前からですか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）今年度から対象としております。

○委員（森満 晃）この認知症の初期集中支援事業について、これはこれまでの介護認定やサービスを受けてない人を対象ということで、これはもうその年齢的にだとか、その薩摩川内市の全対象者をされてるわけですかね。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）認知症初期集中支援チームにつきましては、平成30年度から全ての自治体で実施を下さいというのがあるんですけども、平成26年度、国の補助事業を受けまして、県内で2カ所、薩摩川内市、南大隅で実施をしているところでございます。

対象者については、先ほど申しました2番のところで、大体は相談を受けた方々に対して、アプローチをかけたとかしてる分なんですけども。薩摩川内市は独自に、介護認定を受けていらっしゃる方、受けてても、サービスを受けてらっしゃらない方、潜在的な認知症の方々を見つけ出すということで、早期に発見したいということで、この方々70歳以上の対象者の方々を順次訪問をして、聞き取り等を行って、困り事がないとか、そういうことで御相談をさせていただいて、あった分については初期集中支援チームで支援をしていくということではいるところでございます。

以上です。

○委員（森満 晃）身近な私の地域でも、身寄りがいらっしゃらなくて、計算はきちっとできるけど、今買っていったものをまた買いにくるというような。何かそれを私がしていいのか。どこからそういった形の方を対象にしていっていいのか。それともコミュニティの中の、そういう中でやっていいのか。その辺がどうしていいのかなと思ってお聞きするんですけども。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）そのような方がいらっしゃれば、在宅介護支援センターであったり、地域包括支援センター、また我々の職場でも構いませんので、報告をしていただければ、こちらのほうから対応していきたいということと、身近なところで健やか支援アドバイザーさんたちや民生委員さんもいらっしゃいますので、その方々にも御相談していただければ、そちらからこちらのほうに連絡がくるようになっておりますので。ぜひそういう方がいらっしゃれば、御相談

いただければと思います。

以上です。

○委員（森永靖子）平成26年8月から始められて、今まだ1年ならないですね。1年しないと実績が上がらないのかなと思いますけど、このアセスメントの結果、課題分析されて、今の時点で問題になるようなことが何かありますか。

○主幹（東 隆美）アセスメントの結果について、少し御報告のほうをさせていただきます。

まず、家族の状況だったり、御本人さんの身体状況だったりとかっていうのを確認をさせていただいたりして、どれぐらいの介護の負担があるのかなというのを詳しくアセスメントのほうをさせていただくというのを実施させていただいております。

それによりまして、チーム員会議って言って、専門員の先生だったり、私どもの初期集中支援チームのメンバーによって、その初期集中支援のほうに載せる対象者であるかどうかっていうのを少し話のほうをさせていただいたりとかっていうようなことをさせていただいております。

○委員（森永靖子）実際、うちも家族にこういう人がいて大変難儀してるんですが、やはり初期が大事かなというふうに思います。5年ぐらい、うちも家族の中であって、暴れると薬を飲ませるっていう感じで。片手いっぱいぐらい、大げさですが、飲んでたのを、いろんな先生のあれで薬を減らしたりする中で、表情がよくなって、周りには治ったかなという感じを受けるようになりましたので。この初期の段階で、しっかりとしたあれができればと思います。

ここにアセスメントの結果、初期集中というのがありましたので、まだ1年ならないですが、こういう形で、今言われたようにきちんとした対応ができればというふうに思います。お願いします。

○委員（福田俊一郎）今回、24名に増員されて、新チームで取り組んでおられるということですけれども、この活動実績については、今後どのような形に進んでいかれるのかというのをお示しいただきたいと思います。

対象者が1万6,000人で、能動的把握が2,300云々というようなことですけれども。来年あるいは翌年以降ずっと、どういう把握をしな



がら、どういう実績に取り組んでいかれるのかを、中長期的な視点から御答弁いただければと思うんですけど。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** この認知症の方々については、全国平均は10%未満ぐらいだと思うんですけども、薩摩川内市の認知症発症率といいますか、認知症と疑われる方は13%を超えております。早期発見、早期診断等が一番重要であると、最近の報道等でも言われておりますけれども、早期発見、早期診断につなげていきたいというのが、まず一番であります。

対象者、この70歳以上の方々、1万6,000名ということで、これまで調査してまいりましたけれども、どうしてもこれまでの人数では、なかなか何年かかるんだろうかというような形になりました。そこで、できるだけ早く行いたいということでチーム員等を増員をいたしまして、検討を進めているところでございます。

早期診断等につなげて、早めに、先ほど森永委員も言われましたけれども、医療につながったり、そういう介護の支援につながったりとしていって、認知症の方を地域全体で支えていけるような地域包括ケアシステムの構築ができればということで考えているところでございます。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

**○議員（小田原勇次郎）** 介護予防の元気度アップ事業について、ちょっと質疑をさせていただきます。

本会議等でもいろいろ出たので、今、過渡期なので、なかなか、特に、ことしから自治会の活動も対象にしたということで。自治会長さん方が大分混乱をされておられたという実態の中で、例えば、自治会の中でサロン活動をするということの中で、民生委員さんがそのボランティア活動に参画した場合はポイントになる。民生委員さん方はポイントになるけれども、自治会内の、いわゆる役員さん方が手弁当で参加したときに、社協の登録者じゃないので、ポイントにはならないというようなところ等で、いろんな御意見等が出ておったようでした。

今後、そこあたりをきちんと整理されて ― 今

一番懸念をするのは、本来、自治会本位で、自分たちで自主的な活動として、自分たちの地域づくりとしてやるべきことに余りポイント付与をしてしまうと、なんだこれはポイントをもらえなかと。今までやってきたのにというような。本来自治会がやるべきことを余りポイントにしてしまうと、また本末転倒になってしまいかねない部分があるので。そこをきちんと今後は整理していただく方向性があれば、ちょっとお聞かせ願いたいというのと。

あと、ここあたりが自治会長さんがわかりやすいように、何かQ&A書みたいなのを、今後ある程度確立した時点でつくっていかれる御予定があるのかをお聞かせ願いたいんですが。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 当初、サロンの代表者の方については、ポイントの対象になりますよという形でしておりましたけれども、その周りの方々でお手伝いいただける方であれば、先ほど申しました、このボランティア型のカードを付与しまして、ボランティアセンターに登録していただいた方については、ポイントの対象となりますということで、現在しているところでございます。

あと、Q&Aにつきましては、地区コミ等からも御要望等がございましたので、その辺も含めてQ&Aを作成中でございまして、近いうちには配付をしたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議員（小田原勇次郎）** 一応、質疑という形で終わらせてはいただきたいんですが。一番わかりやすかったのは、今回の一般質問の本会議の中の部長の御答弁の中で、このポイント制は、あくまでもいわゆる地域コミュニティの中で、そのコミュニティ的な地域福祉という醸成をさせるというような考え方という部分のボランティアというのが非常にわかりやすいのかなと。ただ本来、自治会活動の中で、我がたつの地域で、我がたつの人たちを、きちんと我が家庭のように守っていくという部分について、今度、ボランティアのポイントを付与していくべきか否か。そこあたりの議論。今後の議論を今ちょっとお考えがございましたら、最後にお聞かせ願いたいんですが。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今回、自治会の活動を対象にした理由につきましては、地区コミは、

大きいところ、小さいところ、広範囲に及ぶところ、あるいはコンパクトなところ、いろいろあって、参加がしにくいというのが一つ挙げられました。その中で、ぜひ自治会の活動についても対象にしてくれないかというような御意見等が多数寄せられたということがあってしたところでございます。

今、議員おっしゃいますように、本来、自治会の活動ですべきことについて、付与することによってかというような御質問でございますが、今後、私どもとしても高齢者が参加しやすい事業等を構築することが、そして絶えず出ていけるような体制づくりが必要だというふうには考えております。

今、議員おっしゃいました自治会の自主的な活動を、どこで線引きができるのか。線引きしたほうがいいのかということも含めて、今後の検討課題という形で承りたいというふうに考えます。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時35分休憩

~~~~~

午後1時35分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保護課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

補足説明があればお願いします。

○保護課長（小原雅彦）保護課では3件の報告をさせていただきます。資料の18ページをお開きください。

1点目、生活保護の状況であります。

（1）で3月時点の被保護人員を、国、県、市で過去6年間の推移を示しております。全国的には増加の一途にありますが、本市は横ばい状態にあります。

次に（2）相談件数、保護申請件数等の年度別の推移であります。平成26年度中の保護相談件数は253件でありました。うち、保護を開始したのは114件で、ここ5年間の推移の状況としては、ほぼ横ばいと見ております。

次に（3）は、3月時点の世帯類型別の過去6年間の推移であります。世帯数では増加の一途にあることと、高齢者世帯の増加が著しいことが注目すべき点ではないかというふうに考えているところであります。

19ページをお開きください。

2点目、消費生活等の相談状況であります。

（1）は相談件数の年度別の推移であります。平成26年度中の消費生活関連等の相談件数は614件でありました。

次に（2）ではその主な相談内容であります。2の通信・運輸に関するものが最も多く、次いで1の金融に関するものというような状況となっております。

次に（3）消費生活出前講座の開催状況です。自治会や老人会などで、取り上げていただいているところです。大変年々広まりを感じております。消費生活の相談者も高齢者が多いことから、周知されていくことで、抑止効果につながっていけばというふうに考えております。

次、3点目、生活困窮者の自立支援制度の直近の状況であります。ここ2カ月間で48件の相談を受けております。相談内容から、生活困窮に至った背景には、いろいろございました。さまざまな背景を含んでおります。適切な支援を必要としておりますけれども、我々の努力と、関係機関との連携を図りながら、適正に対応をしていきたいというふうに考えております。内容的には、やはり収入・生活費に関するものが最も多い、そのような状況であります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）2の（2）の項目の中で、教養娯楽品というところで、文具、書籍、こういうものに困ったということでの相談というのはわかりますが、玩具等ってありますけど、玩具についての相談というのは、どういう相談が入るもの

为什么呢。

○保護課長（小原雅彦）消費トラブルの相談でありますので、恐らく買ったものに対するものの中に玩具と。これに対するトラブルではないかと思います。ちょっと詳しくは、準備をしております。あとでまた報告申し上げます。

○委員長（永山伸一）後ほど委員のほうに報告をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後 1 時 4 1 分休憩

~~~~~

午後 1 時 4 1 分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ここで本会議に戻します。

△子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第 7 7 号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第 7 7 号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）お手元の議案つづり、その 3 の 7 7 - 1 ページをお開きください。

議案第 7 7 号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

改正の内容は、次の 7 7 - 2 ページをお開きく

ださい。

厚生労働省令第 6 3 号の公布施行に伴い、準看護師を保育士とみなす措置を講じる必要が生じたことから、本条例第 2 9 条第 3 項、第 3 1 条第 3 項、第 4 4 条第 3 項及び第 4 7 条第 3 項中「又は看護師」を「看護師又は準看護師」に改め、また、「母子及び寡婦福祉法」の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、また条文の一部改正があったことから、第 3 7 条第 4 号を改めるものでございます。

以上で、議案第 7 7 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 8 0 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第 8 0 号平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第 8 0 号一般会計補正予算中、子育て支援課分について御説明申し上げます。

第 1 回補正の予算に関する説明書 1 8 ページをお開きください。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費は、1 3 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。

平成26年度に実施しました子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の実績が確定いたしまして、国庫支出金等精算返納を行う必要が生じたことから、今回、補正をしようとするものでございます。

内容は、事項、子育て世帯臨時特例給付金事業費に国庫支出金等精算返納金を計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（永山伸一）** 補足説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△陳情第10号 「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書

**○委員長（永山伸一）** 次に、陳情第10号「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書を議題とします。

陳情文書表は、事前に配付してありましたので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情にあるものと趣旨の条例を制定している他市、他県の状況について、当局が把握しているものがあれば、説明をお願いいたします。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 陳情書にあります「子どもを虐待から守る条例」をインターネッ

ト等で調査いたしましたところ、大阪府、愛知県、三重県及び和歌山県の1府3県、政令指定都市の横浜市、名古屋市、川崎市及び堺市の4市と、東大阪市、兵庫県高砂市の2市、合計10自治体がございました。なお、県内の状況を調べてみたんですが、ございませんでした。

以上でございます。

**○委員長（永山伸一）** 今、説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 本市における、この陳情の趣旨、願意含めてですが、どういう実態の報告があるのか、少し状況を教えてくださいませんか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、本市の虐待対応の流れを説明いたします。

虐待の発見をいたしますと、市や児童相談所にまず通告する必要があります。虐待の通告を受けた場合、児童相談所と連携いたしまして、該当児童宅を訪問調査をいたしまして、安全確認を行っております。なお、通報があった場合は、速やかに対応していますが、最長でも、児童相談所の運営指針に基づき48時間以内に行っております。

この訪問調査によりまして、事態が相当深刻な場合、鹿児島市にあります児童相談所に一時保護ということになります。

通告は、学校や病院、民生委員等からが通告が多く、匿名の一般の市民からの通告もございます。

訪問調査を行いまして、一時保護の必要までは認められない場合は、市の機関で要保護児童対策地域協議会を設置してあるのですが、そこで個別のケース会議を開催しております。メンバーといたしましては、県の機関であります児童相談所、保健所、警察、それに学校、医師、民生委員、保健センター等になります。

この会議で現在の状況では児童の状況が改善しないと判定された場合、児童相談所での一時保護ということになります。その後、児童相談所で判定会議が行われまして、家庭での生活が困難なケースと判断されますと、児童福祉施設に措置されることになります。

本市での虐待に関する相談件数は、実件数で平成24年度に23件、平成25年度に26件、平成26年度、31件ございます。

また、児童相談所での一時保護の状況につきましては、平成24年度に11人、平成25年度に

12人、平成26年度に7人となっておりまして、実際に児童福祉施設に措置された人数も一時保護の数と同じとなっております。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** これは理念条例だと思うんですね。罰則を持たない、いろんなそういう理念条例の中で、求めているのは市の責務とか市民の責務とか、あるいは保護者の責務とか。そして関係機関、相談者、情報とか、そういうものの一つの条例を、子どもを虐待から守る条例をつくりなさいよということなんですけども。部署として、これ今、件数を言われたんですけども、この条例を制定しなければこういう状態に対応ができかねるという状態ではないと思うんですが、そこはどうですかね。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 国の、児童虐待の防止等に関する法律というのがありまして、私も横浜市のものがあつたもんですから、当てはめてみたんですけど、おおむねそれを包括されてるような状況でございました。

うちも警察ですとか、児童相談所、病院等と連携をしまして、何かあつた場合は、もう夜中でも行くような形で対応はとらしているところでございます。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** いろいろ対応いただいている民生委員とか、いろんな学校も含めてですが、やはりこういう条例をつくってくれというような声というか、希望というか、そういうものはあるんでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 私も今2年目なんですけど、主任児童員の会とかあるんですけど、そういうところに行きましても、直接その会議の中ではそういう話題はなかったと思います。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** 実態は以上ですね。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

**○議員（小田原勇次郎）** 流れはよくわかりました。

いろいろ他の自治体と比して、薩摩川内市の虐待が、絶対数じゃなくて、比較的に多いとか少な

いとかという、そういう認識だけ教えていただきたいんですが。

**○子育て支援課長（知識伸一）** この前、新聞を拝見しますと、五百何十件、県内で虐待の関係があつたということで報道されたと思うんですけど、うちがそのうちの31件でございますので、人口的に申し上げましてもそんなに突出してるといのではないと思います。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

**○委員（中島由美子）** いろいろ対応もきちっとできてるのかなと思いますし、児童虐待防止法というのあつて、それに基づいてできているのかなと思うんですが。この趣旨からいって、やはり大事な陳情でありますので、継続という形で、もうちょっと勉強してみたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（永山伸一）** ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（永山伸一）** 起立多数であります。

よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

委員長において、閉会中の継続審査の申し出を議長にいたします。

以上で、陳情第10号に係る審査を終わります。

#### △所管事務調査

**○委員長（永山伸一）** 次に、所管事務調査を行います。

補足説明があればお願いします。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 市民福祉委員会資料の20ページをお開きください。

子育て世帯臨時特例給付金についてでございます。消費税引き上げの影響を踏まえまして、子育て世帯に対してまして、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給するもので、昨

年に続きまして実施するものでございます。

支給対象者は、平成27年6月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方となります。支給額は、支給対象児童お一人につき3,000円です。

周知方法といたしましては、広報薩摩川内、市のホームページ、FMさつませんだいで周知を図りまして、支給該当予定者に通知文を送付してございます。発送数は7,192通でした。

受付期間といたしましては、今月の10日から12月10日までの半年間でございます。なお、23日まで、ちょうど10日間あったんですが、申請者の数が4,561件で、1日平均450件程度申請がございました。

支払い予定日につきましては、10月以降を予定しておりますが、これについては国の方針によるものでございます。

続きまして、待機児童の状況について御説明申し上げます。

待機児童の状況は、本年4月1日現在で31名発生しておりまして、前年度と比較いたしますと22名の減となっております。平成24年度を除き毎年発生している状況でございます。

この待機児童を解消するため、毎年利用定員の増を図っていますが、待機児童の解消にはいたっておりません。利用定員の欄で、平成21年度は1,810名、本年4月1日現在で2,404人と、ここ6年間で594人の定員増を図ったところでございますが、定員増にも増しまして、保育の必要な方が増加している状況にあります。

なお、利用児童数は、平成27年度の欄をごらんください。利用定員2,404人に対して、利用児童数は2,542人で105.7%と定員を上回っております。

これにつきましては、国の基準で、定員の120%未満までは、入所が可能なため定員を超えています。しかし、利用定員と利用児童数は同じになるのが理想であると考えております。

今後、待機児童の解消を図るために、保育所等の増改築、新設等が必要と考えられます。今後も国の有利な補助金制度を活用いたしまして、施設整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。

○委員（上野一誠）待機児童の解消ということで、保育所の増改築の御提案を今されましたけど、現時点で、認定も含めてですが、どのぐらいの施設、この増改築をしようとか、そういう申し入れとか、それはどんな状況になっているんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）昨年の10月に、既存のその施設にアンケートをとりました。保育所の定員増を考えてらっしゃいますかということで。そうしたときに、認定こども園を含めまして、6カ所ぐらいから上がってきたと思うんですけど、詳しい数字が——130名ぐらいの定員増ということで答えがございました。

以上です。

○委員長（永山伸一）希望があったということ、増員の希望がですね。

○委員（上野一誠）そうした中で、国からそういう件も含めて補助の関係が当然、増改築には出てるんですけども。そうしたときに、どこをどう一つの事業でその保育所を決めていくのかと。だから現実には言えば、その地域の待機児童率によって優先するとか、いろんな考えがあると思うんですが。どこを、申し入れがあった仮に6カ所があるとするならば、どういう判断において決めていかれるのですか。

○子育て支援課長（知識伸一）昨年、選定委員会というのを市民福祉部の中に設けまして、そういう会議に——済みません、その名称が、市の保育施設整備審査会というのをつくりまして、ことしの2月18日に、その応募がありましたところに来ていただきまして、審査会を実施したところなんです。そこで、プレゼンテーションですとか、どういう形で施設をつくりたいとか。あと今、子ども・子育て計画というのをつくっておるんですが、一番待機児童が多いところとかあるもんですから、そのあたりを加味いたしまして、一応そういう形で選考の前ぐらいになると思うんですけど、そういう会は設けて、選定を今、進めているところです。

今、県のほうに幾つかのところにつきまして、事前の、前段階の協議は行ってるんですが、まだちょっと結果がこないもんですから、そのあたりが申し上げられないんですが、そのような状況でございます。

やはり本会議でもあったんですけど、財源がい

つまでもあるかわかりませんので、なるべく早い形で、そういう整備はしていかなきゃいけないというのは考えております。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** その審査会で、仮に6カ所のうち、どこを優先的に順番をやるか。いろいろなそういう聞き取りをしながら、経営方針を確認されながらであるけども。基本的には、要するに人口密度があって、人口密度の中で人口が多いところは当然、待機児童は多く出るのは当たり前のことであって。しかしながら、地域によってはそういうこと等の格差が当然あるんであって、そういうところもある程度考えていかないと、人口が多いところだけが集中的にこれを優先的にやるということになっていかんと思うんですね。

その辺のお考えはどうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** ただいまの御質問でございますが、おっしゃるとおりだと、私どもも思っております。

ただ、国の財源を活用するというのが、どうしましても事業される方につきましても、国の補助事業を受けるのが第一義的な形になっております。と申しますのは、かなりやっぱり億単位で事業費が出てまいります。そうしたときに、自己資金だけではどうしても無理がありますので、国の事業を活用する。そうなりますと、国の予算待ちという形になってまいります。

そのようなことを等で、第一義的には待機児童の話、そして第二義的には市の思い——今後、1号、2号、3号という形で、ことしできました制度的に、どうしても保育に欠ける人で措置してしまって、仮にその方が退職されたりなんなりしてしまうと、今度は保育に欠けない状態になってまいります。3歳以上の場合を言ってるんですが。そうした場合に、どうしても認定こども園という制度があって、そのときにはまた今度は1号認定のほうになって、幼稚園児という形で預かりができて、またその方が就職されたら、今度はまた2号に入るとするような、そういう施設のほうが今後、子どもを預けられる方にとっても、預けるほうにとっても、非常に利便性が高いんじゃないかというのも一方であります。

そういうのを総合的に判断しながら、現在、順位をつけさせて地域のバランスも考えながらやっ

ていきたいというふうには考えてるところでございます。

**○委員（上野一誠）** 意見、要望でいいと思います。

部長が言ったとおり、地域のバランスを考えながら、そういう施設の増改築については、配慮をしていただくように、意見、要望として申し上げておきます。

**○委員長（永山伸一）** 意見、要望であります。

**○委員（中島由美子）** 待機児童の問題もなんですが、その保育士不足というのをよく言われて。増改築で場所をふやしていくというのも大事なんですけど、ふやしていく考えはあっても、逆に保育士がいなくて、やはり定数増もできないという声もあるんですけど。薩摩川内市からよその保育園、鹿児島市とかそっちに行かれる若い世代というのが、そっちのほうの就職がやっぱり多いのかなと。そうしたときに薩摩川内市の保育園、または幼稚園、認定こども園、家庭的保育、いろんな制度ができてくるわけですけど、その給料というのかな、そのあたりが他市と比べて低い部分があるのかなのか、そんなのを調べられたことがありますかね。

少しでも、地元で保育士さんというのはいるんだと思うんですけど、就職しやすい状況、その辺を、要望になるのかな、つくっていただければなと思うんですけど、何か御意見があったら。

**○市民福祉部長（春田修一）** 去年の12月10日に調査してるんですが、その中で現在、市内にございます施設の、保育所、認定こども園を含めてです、保育士と常勤と非常勤を合わせまして531名の方が、29施設の中で働いていらっしゃいます。

それで、先ほど課長のほうからヒアリングをさせていただいたということなんですが、その際に、保育士の確保対策はどうですかというような話もしております。そうしたときに、今回、要望を挙げられたところについては、本市に純大があり、保育科がありますので、そここのところに企業PRというんですかね、そういう話を持っていったり、あるいは研修生と申しますか、一時的な形で実際に味わってもらうために、そういう受け入れもしたりしてやっていると。そういうこともあって、保育士の確保については、ヒアリングを行ったとこ

ろだけですが、その部分については、増員したにしても確保はできるというような回答をいただいているところでございます。

ただ、市として、そのヒアリングをしたところだけでいいのかということ等もございます。そうすることで、去年、計画策定委員会の中でもその保育士確保という話が出てきておりまして、その保育に欠ける状態を点数化する中に、市独自の案として、保育士もその職業の条件の中から特例みたいな形で、加点をするような、そういう制度を設けているところでございます。

ですから、職種に差があるわけではないんですが、待機児童を解消するためには、保育士の確保というのがどうしても必要になるので、保育に欠ける条件の中で若干、保育士であって、子どもがいるために復帰ができないと。そういう保育士がいらっしゃれば、その分については若干の加点をするというような形で、制度的には、政策的な判断として入れ込んでというような状況はございます。

以上でございます。

**○委員（中島由美子）** ちょっと聞いた話で、薩摩川内の保育園とほかの市と比べたときに、ちょっと向こうが高かったよというのがあって、そっちに行かれた方という話もあるものですから。やっぱりこの市内におって生活していく中で、女性の給料ってどっちかというと低く見られてることが多いんですよね。だから、そのあたりを少し給料が上がっていくというのは、大事な話かなと。それから保育士の免許、幼稚園教諭の免許、二つ合わせて今取ってる方も多いですよね。それから、それにちょっと頑張れば、小学校教員まで取ると。そうしたときに、三つ持っていて、どれを優先的にいけば一番給料が高いのは何かっていったら、小学校教員に行くわけですよね。そういう話もあるんです。もちろんそれは試験を受けないとだめなわけですけども。でも目指すところは子どもが大切だからといって、子どもにかかわる仕事につきたい若い世代たくさんいるわけですから。何とか保育士も小学校教員と同じぐらいのつていうのは難しいのかもしれませんが、一人で何とかやっていける。そして結婚してもやめないでやっていける。そんな環境が整ってくるといいのかなと思いますので、そのあたりはまた研究してください。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** 御意見ですね。ほかにご  
ういませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

**○議員（小田原勇次郎）** 1点だけ教えてください。

この待機児童についての認識をちょっと。ほかの委員の方々は御存じかもしれないんですが。例えば、先ほど課長が御説明された120%以内というキャパであれば、当然この利用定数からすると2,800名ぐらいの受け入れが可能になってくるんですが。100%が望ましいというのはわかります。

そうしたときに、今、措置ではなくて希望制の入所になってるものですから、遠くてあそこには行けないと。あそこは空きがあるけれども、行けないという実態であられる。絶対的な容量はまだあるけれども、どうしても送迎の関係であそこまで行けないという形も含めた待機児童であるという認識だけ教えていただければと思うところです。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 待機児童が厚生省の基準で、おおむね30分以内に行けるようなところは、待機児童じゃないというような概念があるものですから、それに基づきまして調査した数が31名でございます。実際は、4月の現在で76名、待機児童が発生しておる状況でございます。

保育園のほうも、保育士さんが、先ほどありましたように、お一人ふえると、給料の関係とかあるものですから、ぎりぎりの状況でやってらっしゃるものですから、枠があっても保育士さんがいなければ、そのあたりの、ゼロ歳児は3人に一人で保育士さんが見なきゃいけないんですけど、大きくなりますと20人とか、そういう形になるものですから。そのあたりのバランスが非常に難しいうございまして、なかなかあれなんですけど――よろしいですか。

**○議員（成川幸太郎）** 今から人口ビジョンもできていくんでしょうけども、今の言われる、施設をふやしていけば、恐らくことしの出生数も、本会議のときに聞いたら減ってますし、これがどんどん子どもの数が減っていくのに、施設だけふや



したら、施設が今度は維持できないということにもなりかねない。そこら辺はうまくコントロールしながら、許認可というか、建設許可も検討していただきたいなというふうには思います。

○市民福祉部長（春田修一） 議員おっしゃるとおりでございます、私どもそこは十分考えながらやっていかなければと思ってます。

ただ、私どもが持つてるデータとして、先ほど入所措置の児童数の推移は示したんですが、当然に平成21年から現在の就学前児童を見てみると、300人程度減っております。

一方、保育所を申し込まれる方は、反比例してましてふえてるというような状況ございまして。それは景気の動向とか、そういうのも反映してると思うんですが、やっぱり夫婦共稼ぎというんですか、そういう形でという世帯がふえてきてるのかなと思っておりまして。そこを見きわめるのが非常に厳しい状況はございますが、今、子ども子育て計画でつくった300人については、先ほど課長言ったように、120%まで入れられる分を100%に戻して、4月1日現在で待機児童が出ないようにして。かつ、その間に、ゼロ歳、職場復帰をする方、あるいは出産される方、そういう方がこの年度の間に、100人、150人という方が出てまいります。その人の受け皿にすることによって、そこまで救えるのじゃないかというようなこと等で300という数字を出して、施設整備を図りたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆さんは、大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議ないと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣について

○委員長（永山伸一） 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後、必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に御一任いただきたいと思えます。

ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議ないと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（永山伸一） 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                               |       |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|--------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 陳情第 8 号                                       | 受理年月日 | 平成27年 5 月13日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書 |       |              |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 薩摩川内市平佐町2497番地3<br>連合鹿児島北薩地域協議会<br>議長 中谷 圭吾   |       |              |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                               |       |              |
| <p>公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17パーセント前後、家計の最終消費支出の20パーセント前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。</p> <p>しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60パーセント前後で推移している。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されている。</p> <p>そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）などにおいて、公的・準公的資金の運用等の在り方についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での基本ポートフォリオの見直しを始めとする改革を求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任を取るわけではなく、被保険者・受給者が被害に遭うことになる。</p> <p>こうした現状に鑑み、貴議会において下記事項について、国会及び関係行政庁に意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                               |       |              |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                               |       |              |
| <p>1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。</p> <p>2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。</p> <p>3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を始めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                               |       |              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                             |       |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|--------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 陳情第10号                      | 受理年月日 | 平成27年 6 月10日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書 |       |              |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 薩摩川内市高城町1970番地3<br>石原 修     |       |              |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                             |       |              |
| <p>育児（養育）放棄、育児（養育）怠慢、監護放棄（広い意味で虐待）に関して、プライバシー保護や個人の権利を重視するあまり、現場レベルで効果的な対応ができず手をこまねいている状況がある。重大事件に発展しないうちに、現場の判断で早急に対策がとれるような行政の手立てが欲しい。例えば、アメリカでは、買い物のために車に乳幼児を乗せたまま車を離れた時点で逮捕される。親がパチンコに興じるために乳幼児を車内に放置しても、死亡しない限りは罪に問えない日本とは人権意識に大きな差が見られる。いじめ問題にしろ、虐待にしろ、人命が失われないように一歩も二歩も踏み込んだ行政の関与が必要ではないかと思う。</p> <p>ついては、下記について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 緊急性に応じて、強制力を持った対応をすぐにとれるようにすること。</p> <p>緊急性が高い事例の場合は、児童・生徒の生命・安全の確保を最優先しなくてはならない。子どもシェルターや心のケアハウスのような施設に住まわせられるようにする。なお、現在の手続・流れでは、緊急性に対応できていないように思われるため、緊急性の評価は、学校長が関係機関と協議の上、速やかに決断できるようにする。</p> <p>2 1の法的根拠となる条例を制定すること。</p> <p>全国的に見ても「虐待防止条例」、「子どもを虐待から守る条例」などの条例を制定して、市民への注意喚起や啓発に役立て、深刻な事態を未然に防いでいく傾向にある。子どもたちは、将来を担う大切な宝であるということは言うまでもなく、教育は政治の根幹であるべきである。薩摩川内市も、「子どもを虐待から守る条例（仮称）」を制定して、現場レベルでの議論の空転を防ぎ、子どもたちを社会全体で育てていく気概を示す必要がある。上位法にぎりぎりチャレンジするような条例の制定をお願いしたい。</p> |                             |       |              |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一